

## 京都府アレルギー疾患医療連絡協議会設置要領

### (目的)

第1条 京都府アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱に基づき、京都府内におけるアレルギー疾患の医療提供体制について協議を行うため、京都府アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) アレルギー疾患の医療提供体制に関すること
- (2) アレルギー疾患医療拠点病院の連絡調整に関すること
- (3) 関係機関の連携に関すること
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は次に掲げる機関等をもって組織するものとする。

- (1) アレルギー疾患医療拠点病院
- (2) 保健医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 患者会等
- (5) 行政関係者
- (6) その他アレルギー疾患医療関係者

### (協議会の開催)

第4条 協議会は、必要に応じて京都府健康福祉部長が招集する。

- 2 協議会には座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は協議会を運営する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (意見の聴取)

第5条 協議会は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

### (協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、京都府健康福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員が協議の上、別途定める。

附則

1 この要領は、令和4年3月25日から施行する。

附則

2 この要領は、令和5年1月23日から施行する。